



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 28 年 7 月 29 日に四国財務局に提出しました内部統制報告書において、平成 28 年 3 月期における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成 28 年 3 月期決算において、エナジー事業の売上計上の時期に関する会計処理について疑義が生じ、かかる会計処理の前提となる事実の調査のため、第三者調査委員会を設置し、調査を行いました。

そして、調査委員会から平成 28 年 6 月 24 日に受領した調査報告書により、外部環境の変化が当社のビジネスモデルに影響を与えたことに加え、上場との関係、売上計上にかかる業務体制上の問題点、内部管理体制の不十分さ、役職員の会計処理に関するコンプライアンス意識の欠如等の諸要因によって、売上計上に関しまして、一般に公正妥当と認められる会計基準と照らして適正性を欠く取引が判明いたしました。

当社は、第三者調査委員会の調査結果に基づき、エナジー事業売上計上に関しまして、一般に公正妥当と認められる会計基準と照らして適正性を欠く取引を網羅的に検討した結果、平成 28 年 3 月期のエナジー事業売上については、引渡日が明確に、または蓋然性をもって説明できる案件以外は系統連系日に引渡をおこなったものとして売上計上する処理を行うこととしました。

本件に対する当社の対応としましては、平成 28 年 3 月期第 3 四半期の決算を訂正し、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

上記の内容は当事業年度末日後に事実確定したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、内部統制報告書提出日現在、下記の再発防止策を取り組んでおり、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

(1) コーポレートガバナンスの強化

- ①監査等委員会設置会社への移行
- ②ガバナンス委員会の設置

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識の向上を図る施策の実施

(3) 内部管理体制及び業務体制の見直し

- ①内部監査室の充実
- ②経営会議の機能の強化
- ③社内規程、マニュアルの整備
- ④内部通報用外部窓口の設置
- ⑤経理部門における売上計上手順の見直し
- ⑥会計システムの見直し
- ⑦営業部門における証憑取得手順の見直し
- ⑧人員配備の改善にかかる施策の実施

4. 財務諸表に与える影響

今回の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上